

令和7年度 研究助成候補募集要項

一般財団法人 レントオール奨学財団

当財団は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県（以下、「関西」と言う。）内に所在する大学、研究機関、これらに所属する者又は関西に住所を有する者若しくは当財団が特に必要と認める大学、研究機関、これらに所属する者が行う建設又は建設機械の関連分野（土木、建築、環境、都市、地域、機械、資材、デザイン、居住環境、森林等）の優れた学術研究に助成することにより、学術研究の振興に寄与することを目的に研究助成事業を行っております。

1. 応募資格

応募資格は次の要件のいずれかを満たすものとします。

尚、個人（学生・社会人）またはグループは問いません。

- (1) 関西の大学、研究機関に所属する方。
- (2) 関西に住所を有する方。
- (3) 当財団が特に必要と認める大学、研究機関に所属する方。

※但し、同一内容で他の財団から既に助成を受けているか、または受ける予定になっている個人（学生・社会人）またはグループは、ご遠慮下さい。

2. 助成対象分野

助成金の交付対象は、次に掲げるものとします。

(1) 土木・建築分野

- 建設機械や施工法の開発、或いはそれらの技術向上に関わる研究等。
- 材料工学、構造工学、地盤工学、水工学、防災工学、交通工学・都市地域計画、森林学等に関わる研究等。
- 建築構造・材料、建築環境・設備、都市計画・建築計画、デザイン等に関わる研究等。

(2) 機械・電気分野

- 建設関連機械の機能向上に関わる研究等（センシング技術、A I、I o T、機械制御、その他）

(3) 建設、施工に関わる環境分野

- 環境調査・モニタリング技術、環境保全・改善技術に関わる研究等。

3. 交付金額及び件数

研究助成金：1件 100万円以下（若干件数）

4. 募集期間

令和7年6月1日～令和7年6月30日（郵便局消印有効）

本財団の所定用紙に記入して応募して下さい。

※尚、応募は個人（学生・社会人）またはグループで1件に限定して下さい。

5. 応募手続

申請者は、同封の研究助成申請書に必要事項を記入し、令和7年6月30日(郵便局消印有効)迄に、申請書を本財団事務局宛に提出して下さい。

(1) 申請用紙は、同封の申請用紙をご使用下さい。

※申請書は本財団ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.rentall-zaidan.jp/>

(2) 記入は手書き、ワープロの貼り込み、ワープロ直接記入のいずれでも結構です。

(3) 申請書の、所属機関長(或いは代行できる役職の方)の承諾書は、助成対象として選定された場合、申請内容が確実に実行されることを確認するためのものです。

(4) 申請書類は、助成の対象から洩れた場合であっても、返却致しませんので予めご了承下さい。但し、申請書類は本財団助成申請の審査目的以外に使用されることはありません。

6. 選考

選考は、申請書類の事前審査及び選考委員会の審議を経て、理事会において決定します。

(1) 選考は、ご提出頂いた申請書類により行いますが、必要により追加資料の提出を求めたり、問い合わせを行うことがあります。

(2) 審査の公平かつ厳正を期すため、選考委員会では申請者は匿名の状態で行います。

また、審査の経過や内容についての公表は一切いたしませんので、お問い合わせはご遠慮願います。

7. 内定通知

(1) 助成対象者への内定通知は、令和7年8月上旬を予定しています。

(2) 選考結果は、申請書の提出方法の如何にかかわらず、申請者ご本人に通知いたします。所属機関等への連絡が必要な場合は、申請者が行って下さい。

8. 助成金の交付

令和7年8月下旬にご指定の口座へ送金をいたします。

9. 助成金受領の留意点

(1) 受領方法

申請者ご本人が直接受け取り、助成金を管理いただくことを原則とします。

(2) 用途の変更

助成金の交付の内定を受けた後、或いは実施途中に、助成金用途項目の重要な大幅な変更をしようとする時は、書面により理事長宛に変更届(変更理由と変更後の予算)を提出し、承認を得なければなりません。

(3) 日常管理

受領者は、助成金の収支を本財団指定の収支簿に随時記録し、領収書など関係書類と共に整理保管し、実施計画終了時、助成金収支報告書を作成して提出しなければなりません。

(4) 助成金の決定取消、中止及び返還

助成金の交付が決定した方が、次のいずれかに該当するとき、又はその事実が判明した時は、助成金の交付を取り消し、交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- ①虚偽の申請又は報告をしたとき
- ②必要な書類が提出されなかつたとき
- ③対象となる研究活動等が中止になったとき
- ④その他、この募集要項に照らしてふさわしくないものと、本財団理事会が認めたとき

10. 課題実行時の留意点

(1) 計画の変更

助成金の交付の内定を受けた後、或いは実施途中に、実施計画の重要かつ大幅な変更をしようとする時は、書面により理事長宛に変更届(変更理由と修正計画)を提出し、承認を得なければなりません。

(2) 研究助成の中間(期末)報告

助成金の交付を受けた方は、研究期間が令和8年3月末を越えて継続する時、その時点までの研究活動及び収支中間実績について、本財団指定の様式を用いて、令和8年5月末までに理事長宛に中間報告をしなければなりません。

11. 業績報告（研究助成課題の完了報告）

助成金の交付を受けた方は、研究計画が完了した時、終了後2カ月以内に研究業績及び収支実績について本財団指定の様式で、理事長宛に報告をしなければなりません。

12. その他事項

(1) 研究業績報告の発表

本財団の助成金の交付を受けて実施した研究については、令和8年6月開催予定の本財団主催の研究発表会にて業績を発表して頂きます。

(尚、研究途中の場合は中間発表をして下さい。)

(2) 監査

理事長が必要と認めた時は、助成金の交付を受けた方に対し、経理並びに研究事項等につき、更に詳しい報告を求めたり、経理並びに研究の内容等につき、監査することがあります。

13. 問い合わせ先

〒542-0083

大阪市中央区東心斎橋1-11-17(心斎橋NTビル2F)

一般財団法人 レントオール奨学財団 事務局

TEL : 06-6245-1720

FAX : 06-6245-1810

E-mail : sf@rentall-zaidan.jp

以上